

労働環境の改善に係る各種取組のお知らせ（一覧）（令和2.3.19版）

働き方改革をはじめとする労働環境をよりよくするためのキャンペーンやセミナー、支援策等が多数用意されていますので、ご活用ください。

徳山労働基準監督署

項目	内容	お問い合わせ先
働き方改革	<p>中小企業等の働き方改革支援 (山口労働局委託事業)</p> <p>「働き方改革サポートオフィス山口」 住所：山口市吉敷下東3丁目4-7リアライズⅢ 東京リーガルマインド山口支社内 メール：yamaguchi-hatarakikata@lec-jp.com ☎ 0120-172-223</p> <p>『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。 就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。</p>	働き方改革サポートオフィス山口
	<p>仕事休もつ化計画</p> <p>5月7・8日を休むと9連休！ 好きなことをしてリフレッシュ！！</p> <p>①仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで休みやすい職場環境にしよう。 ②年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しよう。 ③土日・祝日にプラスワン休暇して、連続休暇しよう。</p>	山口労働局 (監督課) ☎083-995-0370
就労環境整備	<p>治療と職業生活の両立支援</p> <p> 治療と仕事の両立支援キャラクター「ちりようさ」</p> <p>疾病を抱える労働者が業務によって悪化することがないように、就業や治療に対する配慮、例えば、時間単位年休や病休制度の整備、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）等の勤務制度の充実など、治療しながらでも安心して働くことができることは、事業者にとっても人材の確保や生産性の向上としても期待できます。 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が示されているほか、 ①両立支援促進員による支援 ②治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主への助成金制度が利用できます。</p> <p>ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」 HP https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/</p>	山口県地域両立支援推進チーム 山口労働局 (健康安全課) ☎083-995-0373 ②の助成金制度について (職業対策課) ☎083-995-0383 ①の支援について 山口産業保健 総合支援センター ☎083-933-0105
	<p>ハラスメント対応相談窓口の開設</p> <p>＜山口労働局 ハラスメント対応特別相談窓口＞ 電 話 083-995-0390 住 所 山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階 開設期間 令和元年12月1日～令和2年3月31日 (土日祝日、年末年始を除く) 受付時間 8:30～17:15</p>	山口労働局 (雇用環境・均等室) ☎083-995-0390
	<p>ハラスメント悩み相談室 (厚生労働省委託事業)</p> <p>相談無料、匿名可、プライバシー厳守 電話相談 0120-714(ナイヨ)-864(ハラス) 受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 土曜・日曜 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。) 専用Webサイト「ハラスメント悩み相談室」で検索してください。</p>	(委託運営) LEC東京リーガルマインド
安全衛生	<p>「STOP! 転倒災害プロジェクト」の取組</p> <p>県内休業4日以上の労働災害のうち「転倒」によるものが2割を超えています。啓発パンフレットによる配付や発生事業場における「再発防止のための自主点検」の実施などを進めています。</p> <p>重点期間： 2月(積雪や凍結による転倒災害が覆い時期) 6月(安全週間準備月間)</p> <p>※啓発パンフレットは、「STOP! 転倒災害プロジェクト」で検索してください。</p>	山口労働局 (健康安全課) ☎083-995-0373
	<p>建設業年度末労働災害防止強調月間</p> <p>年度末は、多くの工事が工期末を迎えることで現場が多忙となり、工事関係者の出入りが増えて現場が錯綜するなどにより、注意力が低下しやすく労働災害の多発が危惧される時期です。 こうした点を踏まえ、年度末の災害防止活動の強化をお願いします。</p> <p>強調月間： 3月1日～3月31日</p>	建設業労働災害防止協会 山口県支部 ☎083-924-3743
	<p>安全衛生教育促進運動</p> <p>安全衛生教育促進運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から、中央労働災害防止協会(中災防)が提唱し展開している運動です。</p> <p>期間：令和元年12月1日～令和2年4月30日</p>	主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

※セミナー等は定員に達した時点でお申込を締め切らせていただいている場合がありますのでご了承ください。

働き方改革への対応・準備はお済みですか？

中小企業においても令和2年4月から時間外労働の上限規制が適用(36協定届の様式も改定)

- 時間外労働は、原則 月45時間 年360時間まで(限度時間)を上限としています。
- これを超える「臨時的な特別の事情がある場合」であっても、
 - ①時間外労働は、年間720時間まで
 - ②時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満
 - ③時間外労働と休日労働の合計は、複数月平均80時間まで
 月の限度時間を超えることができるのは年6か月までで、これを超えることはできません。(罰則付き)
- 時間外労働を行うために必要な新36協定届の様式や記入例は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

※ 旧様式では届出できなくなりますので、早めにご準備を。